附則様式第四の備考21中「納付した場合において」を「納付した場合であって、納付書を用い」に、「納付書番号を記録する」を「納付書番号を記録するものとし、納付情報を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する」に改める。

（特許法施行規則の一部改正）

第二条　特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

様式第一一の備考５中「納付したときは」を「納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成８年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。）第５条の規定による納付書（以下「納付書」という。）によるときは」に、「電子情報処理組織を使用して処理する場合における歳入関係事務の取扱いの特例に関する省令（昭和52年大蔵省令第43号。以下「歳入関係事務特例省令」という。）別紙第２号の２書式」を「歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。）別紙第４号12書式」に、「用紙にはる」を「用紙にはるものとし、特例法施行規則第41条の６に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する」に改める。

様式第一三の備考４中「納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第２号の２書式」を「納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第４号12書式」に、「用紙にはる」を「用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「４　請求の内容」の欄の次に「５　納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する」に改める。

様式第十三の備考12中「納付したときは」を「納付した場合であつて、納付書によるときは」に、「歳入関係事務特例省令別紙第２号の２書式」を「事務規程別紙第４号12書式」に、「用紙にはり、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない」を「用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する」に改め、「この場合において」の下に「、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばず、また」を「一の納付書」の下に「又は納付番号」を加え、同様式の備考13中「納付したときは」を「納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【手数料補正】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載し」に、「歳入関係事務特例省令別紙第２号の２書式」を「事務規程別紙第４号12書式」に、「用紙にはる。この場合において、「【予納台帳番号】」」を「用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」」に改め、「一の納付書」の下に「又は納付番号」を加える。

様式第十四の備考１中「納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第２号の２書式」を「納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第４号12書式」に、「用紙にはる」を「用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「７　補正の内容」の欄の次に「８　納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する」に改める。

様式第十五の備考１中「納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第２号の２書式」を「納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第４号12書式」に、「用紙にはる」を「用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「５　補正命令の日付」の欄の次に「６　納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する」に改める。

様式第十五の二の備考６中「納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第２号の２書式」を「納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第４号12書式」に、「用紙にはる」を「用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する」に改め、「一の納付書」の下に「又は納付番号」を加える。

様式第十八の備考２中「納付したときは」を「納付した場合であつて、納付書によるときは」に、「歳入関係事務特例省令別紙第２号の２書式」を「事務規程別紙第４号12書式」に、「用紙にはる」を「用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する」に改め、「一の納付書」の下に「又は納付番号」を加える。

様式第二十六の備考５中「納付したときは」を「納付した場合であつて、納付書によるときは」に、「歳入関係事務特例省令別紙第２号の２書式」を「事務規程別紙第４号12書式」に、「用紙にはる」を「用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する」に改める。

様式第四十四の備考１中「納付したときは」を「納付した場合であつて、納付書によるときは」に、「歳入関係事務特例省令別紙第２号の２書式」を「事務規程別紙第４号12書式」に、「用紙にはる」を「用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する」に改める。

様式第六十九の備考５中「納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第２号の２書式」を「納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第４号12書式」に、「用紙にはる」を「用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「【特許料の表示】」及び「【納付番号】」の欄を設けて、「【納付番号】」の欄に納付番号を記載する」に改める。

（実用新案法施行規則の一部改正）

第三条　実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一の備考５中「納付したときは」を「納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成８年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。）第５条の規定による納付書（以下「納付書」という。）によるときは」に、「電子情報処理組織を使用して処理する場合における歳入関係事務の取扱いの特例に関する省令（昭和52年大蔵省令第43号。以下「歳入関係事務特例省令」という。）別紙第２号の２書式」を「歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。）別紙第４号12書式」に、「用紙にはる」を「用紙にはるものとし、特例法施行規則第41条の６に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する」に改め、「一の納付書」の下に「又は納付番号」を加える。

様式第八の備考１中「納付したときは」を「納付した場合であつて、納付書によるときは」に、「歳入関係事務特例省令別紙第２号の２書式」を「事務規程別紙第４号12書式」に、「用紙にはる」を「用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する」に改める。

様式第八の二の備考４中「納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第２号の２書式」を「納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第４号12書式」に、「用紙にはる」を「用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する」に改める。

様式第八の二の備考５中「納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第２号の２書式」を「納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第４号12書式」に、「用紙にはる」を「用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する」に改める。

様式第八の二の備考４を備考５とし、備考３の次に次のように加える。

４　実用新案法第54条第７項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付情報によるときは「５　削除後の請求項の数」の欄の次に「６　納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。

様式第十一の備考１中「納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第２号の２書式」を「納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第４号12書式」に、「用紙にはる」を「用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「【納付年分】」の欄の次に「【納付番号】」の欄を設け、納付番号を記載する」に改める。

様式第十四の備考４中「納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第２号の２書式」を「納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第４号12書式」に、「用紙にはる」を「用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「【納付年分】」の欄の次に「【登録料の表示】」及び「【納付番号】」の欄を設けて、「【納付番号】」の欄に納付番号を記載する」に改める。

（意匠法施行規則の一部改正）

第四条　意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一一の備考５中「納付したときは」を「納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成８年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。）第５条の規定による納付書（以下「納付書」という。）によるときは」に、「電子情報処理組織を使用して処理する場合における歳入関係事務の取扱いの特例に関する省令（昭和52年大蔵省令第43号。以下「歳入関係事務特例省令」という。）別紙第２号の２書式」を「歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。）別紙第４号12書式」に、「用紙にはる」を「用紙にはるものとし、特例法施行規則第41条の６に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する」に改め、同様式の備考第29中「一の納付書」の下に「又は納付番号」を加える。

様式第十三の備考４中「納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第２号の２書式」を「納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第４号12書式」に、「用紙にはる」を「用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「７　証拠方法」の欄の次に「８　納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する」に改める。